

奨学金返還支援をはじめました



来春は卒業ですが、これまで借りた奨学金の返還がはじまります。親に面倒を掛けず、自分で働きながら、毎月キチンと返還できるか、少し心配です・・・。

そうね！ アパートを借りて毎月家賃を払うでしょ！ 通勤車をローンで買いたいし、社会人として服装も揃えないと。本当に奨学金の返還大丈夫だろうか・・・。



ご心配いりません。将来、当法人の担い手となる皆さんを応援するため、仕事に慣れて定着し、生活が落着くまでの5年間、私たちが皆さんの奨学金返還を肩代わりします。

一般社団法人みちのく愛隣協会奨学金返還支援制度

■返還支援制度とは

当法人がご本人に替わり毎月、奨学金返還額の全部または一部を機構に直接返還する制度です。(右図を参照ください。)

■制度の対象者

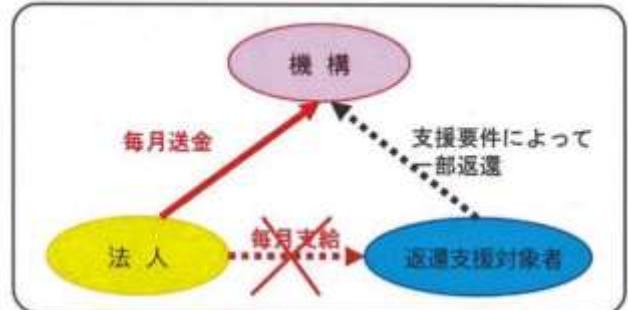
毎年度4月1日以降、当法人に正式採用され、日本学生支援機構(以下「機構」という。)の貸与奨学金を借りて方。または卒業4年以内にある在職者で機構の奨学金を返還中の方。

■返還支援額の上限

月額 17,000円 (※概ね返還額の平均相当)

■代理返還の期間

卒業後、5年以内



注1:本人の奨学金返還額を毎月、法人が本人に替わって直接機構に送金します。(※本人に手当支給した場合、所得税が課され手取額が減額することがあります。)

注2:返還支援の限度額は月額17,000円です。(※これは民間調査機関調「奨学金返還平均月額」の16,888円を参考に設定しています。)

注3:限度額17,000円を超える月額返還額の場合、超過する金額は本人に直接機構送金していただきます。

奨学金返還支援制度の利用をご希望される方は
職員採用応募時又は採用内定時にお申出下さい



一般社団法人 みちのく愛隣協会

〒028-7303 岩手県八幡平市柏台二丁目8番2号

TEL 0195-78-2511

SCAN ME

